

令和 7 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会  
会 議 録

12 月臨時会  
(12 月 25 日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 3 号〉



令和 7 年 12 月

## 彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会会議録目次

### 第 3 号 12 月 25 日（木）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	2
会議に欠席した議員	2
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
開会	3
開議	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名（9番 和田一繁議員 10番 北川元気議員）	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
副議長の選挙	4
議案第 9 号から議案 10 号まで（管理者提案説明）	5
議案第 9 号から議案 10 号まで（質疑）	5
議案第 9 号から議案 10 号まで（討論）	5
議案第 9 号から議案 10 号まで（採決）	6
会議案第 2 号（提案者説明）	6
会議案第 2 号（質疑）	7
13番 黒澤茂樹議員 質問	7
会議案第 2 号 彦根愛知犬上広域行政組合負担金に関する条例の一部を 改正する条例案について	7
8番 今村恵美子議員 答弁	7
会議案第 2 号（討論）	13
5番 角井英明議員 賛成討論	13
6番 西澤申明議員 賛成討論	14
会議案第 2 号（採決）	15
閉会	16

# 12月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会会議録（第3号）

令和7年12月25日（木）

---

## 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 副議長の選挙
- 第6 議案第9号から議案第10号まで上程  
(管理者提案説明、議案質疑、討論、採決)
- 第7 会議案第2号上程  
(提案者説明、会議案質疑、討論、採決)

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 副議長の選挙
- 日程第6 議案第9号から議案第10号まで上程  
(管理者提案説明、議案質疑、討論、採決)  
議案第9号 令和7年度(2025年度)彦根愛知犬上広域行政組合  
一般会計補正予算(第2号)  
議案第10号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給料に関する条例  
の一部を改正する条例案
- 日程第7 会議案第2号上程  
(提案者説明、会議案質疑、討論、採決)  
会議案第2号 彦根愛知犬上広域行政組合負担金に関する条例の一  
部を改正する条例案

---

### 会議に出席した議員（19名）

1番	木村誠治	11番	森田充
2番	奥野嘉己	12番	村田定
3番	富永勉	13番	黒澤茂樹
4番	西澤博一	14番	中野正剛
5番	角井英明	15番	疋田菜穂子
6番	西澤伸明	16番	小川隆史
7番	神細工宗宏	17番	瀧すみ江
8番	今村恵美子	18番	竹中秀夫
9番	和田一繁	19番	長崎任男
10番	北川元気		

---

### 会議に欠席した議員（なし）

---

### 議場に出席した事務局職員

事務局長	牛澤史幸	書記	荒木潤
事務局次長	高橋大	書記	植野貴之
事務局副主幹	鈴木敦子		

---

### 会議に出席した説明員

管理者	田島一成	副管理者	久保久良
副管理者	青木洋	会計管理者	速田智之
副管理者	有村国知	事務局長	牛澤史幸
副管理者	伊藤定勉	総務課長	高橋大
副管理者	寺本純二	総務課長補佐	鈴木敦子

## 午前 10 時 01 分開会

○議長（長崎任男） それでは、ただいまから令和 7 年 12 月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 18 名で会議開会定足数に達しております。

よって、令和 7 年 12 月臨時会は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第 1 議席の指定

○議長（長崎任男） 日程第 1、新たに就任いただきました議員の議席の指定を行います。

議席は、ただいまご着席の議席といたします。3 番富永勉議員。

---

### 日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（長崎任男） 日程第 2、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、9 番和田一繁議員、10 番北川元気議員を指名いたします。

---

### 日程第 3 会期の決定

○議長（長崎任男） 次に日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長崎任男） 異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日 1 日に決定しました。

---

### 日程第 4 諸般の報告

○議長（長崎任男） 次に日程第 4、諸般の報告を行います。まず初めに、管理者から 8 月定例会における小川隆史議員の質問に対する答弁について、発言訂正の申出がありましたので、これを許可します。管理者。

○管理者（田島一成） お許しをいただきまして答弁の訂正をさせていただきます。先の 8 月組合議会定例会における小川隆史議員からの一般質問に対する私の答弁の一部に誤りがございましたので、この場をお借りし、訂正してお詫び申し上げます。

小川議員からの生ごみの分別回収に関するご質問に対し、私が「今でも 80% は生ごみでそのうちの大半は水分であるということを考えれば、いかに無駄なエネルギーを使っているかということに多くの皆さんが理解を最近示していただいていると私は認識をしております。」とお答えしましたが、正しくは「今でも生ごみの 80% は水分であるということを考えれば、いかに無駄なエネルギーを使っているかということに多くの皆さんが理解を最近示していただいていると私は認識をしております。」でございます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（長崎任男） 次に、閉会中の議員の辞職許可について報告を行います。

去る令和 7 年 10 月 6 日に多賀町議会から選出の組合議会議員の菅森照

雄議員から辞職願が提出されましたので、地方自治法第126条の規定により、議長において、これを許可しましたので報告をいたします。これで諸般の報告を終わります。

---

## 日程第5 副議長の選挙

○議長(長崎任男) 次に、日程第5、副議長選挙を行います。選挙は、投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場の閉鎖)

ただいまの出席議員数は18名です。

次に、立会人を指名します。立会人に、11番森田充議員および12番村田定議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

(議員氏名の点呼・投票)

投票漏れはありませんか。

(なしの声)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。11番森田充議員および12番村田定議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票のうち、

富永 勉議員 15票

瀧すみ江議員 3票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、富永勉議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場の開場)

ただいま副議長に当選されました富永議員がこの議場におられますので、当選の告知をします。

それでは、富永副議長、就任のごあいさつをお願いします

○副議長(富永勉) 副議長に当選しました多賀町議会の富永でございます。このたび、副議長の大役をいただくことになりました。議員の皆さまのご協力を賜り、当組合の円滑な運営に尽力しますので、よろしく願いいたします。誠に簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(長崎任男) ありがとうございました。

---

**日程第6 議案第9号から議案第10号まで上程（管理者提案説明、質疑、討論、採決）**

**○議長（長崎任男）** 次に日程第6、議案第9号および議案第10号を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔鈴木議会事務局副主幹朗読〕

---

**○議長（長崎任男）** 提案者の説明を求めます。管理者。

**○管理者（田島一成）** それでは、今臨時会に上程しました各議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、議案第9号 令和7年度（2025年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第2号）の概要につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額4億3,176万6,000円に補正額986万6,000円を追加し、予算総額を4億4,163万2,000円とするものです。

補正する主な理由としましては、本年4月1日付けの人事異動に伴い給与費を補正するほか、本年の人事院勧告に伴う、公務員の給与改正により組合職員の給与費を増額するものです。また、併せて8月定例会におきまして、お認めいただきました令和6年度の決算剰余金につきまして、後年度の財政負担に備えるため積み立てるものがございます。以上が、補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、議案第10号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関

する条例の一部を改正する条例案の概要につきまして、ご説明いたします。

本年8月の人事院勧告に鑑み、一般職の国家公務員の給与の改定に準じて、地方公務員の給与改定が行われることとなり、当広域行政組合の一般職の職員の給与につきましても所要の改定を行うものでございます。

この度の給与改定は、民間給与との格差を解消するため月例給につきましては、若年層を中心に給与月額を平均3.3%引き上げるとともに、初任給についても併せて引き上げるものです。また、諸手当につきましては、民間の支給状況等を踏まえ、通勤手当を引き上げるとともに、期末・勤勉手当は、それぞれ0.025月分を引き上げ、年間の支給月数を現行の4.60月から4.65月とするものでございます。

以上、今臨時会に上程します議案の概要になります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

---

**○議長（長崎任男）** 次に、質疑を行います。なお、質疑に対する発言通告書の提出はありませんでした。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（長崎任男）** 質疑なしと認めます。

これにて議案第9号および議案第10号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長(長崎任男) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

ただいま議題となっております各議案のうち、議案第9号 令和7年度(2025年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(長崎任男) ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第9号 令和7年度(2025年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(長崎任男) ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第10号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 会議案第2号上程(提案者説明、会議案質疑、討論、採決)

○議長(長崎任男) 次に、日程第7、会議案第2号を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

[鈴木議会事務局副主幹朗読]

---

○議長(長崎任男) 提案者の説明を求めます。8番今村恵美子議員。

○8番(今村恵美子) それでは、彦根愛知犬上広域行政組合負担金に関する条例の一部を改正する条例案の提案説明を申し上げます。

一部事務組合である当組合は、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町をもって組織されています。そして、共同処理する事務は①火葬場の設置および管理運営に関する事務。②最終処分場の設置および管理運営に関する事務。③新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務。④一般廃棄物中継基地の設置および管理運営に関する事務等を実施しています。

当組合の経費は、関係市町の負担金や施設の使用料およびその他の収入をもって充てると当組合規約で定められ、それを受け当組合の負担金に関する条例を設置されているところで

す。しかし、今後人口減少が予想される中、構成市町の人口格差が拡大することが予想されます。また、新型ごみ処理施設建設による多額の公費負担と後年度起債償還が予定されている現状で、最小の経費で最大の公共サービスをどう作り、持続可能な当組合の共同事業の維持、運営をしていくのかを考えれば、当組合の負担金に関する条例のうち、第1条の負担金の割合で均等割を減らし、人口割や利用割を増や

す改正が必要であると思います。

よって、以上の理由を述べ、提案をするものです。

**○議長（長崎任男）** これより質疑を行います。

発言の通告書が1名の方から提出されておりますので、発言を許します。

なお、会議案に対する質疑は一括形式でお願いします。13番黒澤茂樹議員。

**○13番（黒澤茂樹）** それでは、質問させていただきます。

まず、標題としまして、負担金改正理由に示す人口減少の具体的根拠は何かということですが、

今後、人口減少が予想され、構成市町村の人口格差が拡大されることが予想されるとのことですが、具体的に各市町村の人口をどのように想定されているのかその根拠を併せて伺いたいと思います。

2点目は、第1条第1項および第2項において、現行では違いがあるのになぜ同じ割合としたのか。現行条例第1項と第2項では均等割と利用割に違いがありますが、どのような根拠で同じ割合に改正するのか、その理由をお伺いしたいと思います。

3点目は、各市町の財政状況をどう認識しているのかということですが、多額の公費負担と起債償還が予定されているということでございますが、各市町の財政状況をどのように把握して改正案の均等割5%、利用割95%としたのか。その5%の根拠と

95%の根拠を伺いたいと思います。以上です。

**○議長（長崎任男）** 今村議員。

**○8番（今村恵美子）** ただいま黒澤議員の方から、標題①、標題②、標題③の3点について質疑を受けましたので、順番に答弁をさせていただきます。

まず、標題①の負担金改正理由に示す人口減少の具体的根拠は何かと。また、構成市町村の人口格差が拡大されることが予想されることですが、その根拠の説明をということでした。皆さんもご存じのように、国立社会保障・人口問題研究所の令和5年地域別将来推計人口、また、滋賀県が出しています県内の市町村の将来人口推計をみますと、当組合の構成市町村全てで人口減少が起こると予想しています。人口問題研究所の市町村別将来推計人口では、2050年（令和32年）の総人口が2020年（令和2年）の半数未満となる市町村が全国で20%に達すると、こういった推計を行っております。また、滋賀県の推計によると、2025年（令和7年）から2040年（令和22年）の15年後の人口減少予想は、彦根市、愛荘町、豊郷町は1割未満減少、また甲良町、多賀町は2割以上の減少と、この人口問題研究所の推計を基に出しております。ちなみに、2020年（令和2年）国勢調査では、彦根市の人口が11万3,647人、愛荘町は2万893人、多賀町では7,274人、豊郷町は7,132人、甲良町では6,362人で、この構成市町

の合計人口は 15 万 5,308 人です。人口格差を考えると、この当組合の人口割合は、彦根市が 73.2%、愛荘町が 13.4%、多賀町が 4.7%、豊郷町が 4.6%、甲良町は 4.1%となっています。そして滋賀県の推計では、今後 15 年後には構成市町推計は、彦根市、愛荘町を 1 割減と推計をいたしますと、彦根市で推計値は 10 万 2,282 人、愛荘町では 1 万 8,803 人、また多賀町は 2 割減という推計で計算をいたしますと 5,819 人、豊郷町は滋賀県の推計では 1 割減で推計しますと 6,418 人、甲良町は 2 割減ということで 5,089 人で、この構成市町の合計人口は 13 万 8,411 人と減少するということが推計によって想定をされております。この 15 年後の人口割合は、彦根市が 73.9%、愛荘町は 13.6%、多賀町は 4.2%、豊郷町は 4.6%、甲良町は 3.7%の推計となります。構成市町の人口比率を受けて、それを考えていけば、搬出量また人口に見合った負担額の設定が当然と言えるのではないのでしょうか。特に、ごみ処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が前提で、市町村固有の事務を費用的な考え方として考えれば、この負担割合の変更は至って自然なものだと考えます。これが標題①に対する答弁でございます。

続きまして、標題②第 1 条第 1 項および第 2 項では現行に違いがあるのに、なぜ同じ割合としたのか。現行条例は、第 1 項と第 2 項で均等割と利用

割に違いがあるが、どのような根拠で同じ割合に改正するのか。その理由は何かという質疑でございます。

これにつきましては、まず、現行条例の負担金割合で、第 1 条では彦根愛知犬上広域行政組合規約第 12 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの条例で定める負担割合は、均等割 20%とし、人口割を 80%とすると明記されています。この当組規約第 12 条第 2 項第 1 号は火葬場の設置および管理運営に関する経費、第 2 号は最終処分場の設置および管理に関する経費、第 3 号は新しいごみ処理施設の設置に関する経費となっています。これを改正案では、均等割 20%から 5%に減額し、人口割を 80%から 95%に変更する改正でございます。このことにより、使用実態に合わせた負担額に変更するというものでございます。

そして、現行規約第 12 条第 2 項第 4 号および第 5 号の条例で定める負担金の割合は、均等割 15%とし、利用割 85%とすると明記されています。第 4 号は、新しいごみ処理施設の管理運営に関する経費で均等割、人口割および利用割となっています。また、第 5 号は、一般廃棄物中継施設の設置および管理運営に関する経費で均等割、人口割および利用割となっています。第 4 号は、新施設の管理運営に関する経費で、第 5 号については東近江市の小八木中継基地委託分に関する経費で、これらについては付則で令和 10 年度までの変更割合を規定しています。

しかし、条例は当組合議会で決定されたものであり、議会で変更を可決されれば、付則の変更も可能と考えています。そもそも一般廃棄物処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に照らせば、自分の町、自治体で出たごみは、自分の自治体で負担するということが、構成市町1市4町の搬出量に応じた負担金を作ることが公正公平であると考えます。当然均等割より利用割負担が多くなるのは、実態に合わせていく、こういったことで今回提案をさせていただいております。

続きまして、標題③各市町の財政状況をどう認識しているのか。今後、多額の公費負担と起債償還が予定されているとのことであるが、各市町の財政状況をどのように理解し、改正案を均等割5%、利用割95%としたのか。5%の根拠と95%の根拠は何かというご質疑でございます。

このことにつきましては、まず、令和6年度決算が各市町にも出ておりますので、各市町の財政健全化判断比率のうち、特に実質公債費比率と将来負担比率の比較をまず行います。彦根市の実質公債費比率は9.2%、また将来負担比率は53.5%です。次に、愛荘町の実質公債費比率は5.7%、そして将来負担比率は45.9%です。多賀町では実質公債費比率が6.0%、将来負担比率は出てこないということで、多賀町には充当財源があるということです。また、豊郷町の実質公債費比率は0.4%、将来負担比率についても出て

きません。多賀町と同じです。また、甲良町の実質公債費比率は9.0%、そして将来負担比率につきましては甲良町でも出てこない。充当財源があるということです。この実質公債費比率と将来負担比率は早期健全化基準からみれば、それほど構成市町全体で財政が硬直し、厳しいという状況にはないのは、この結果で見て明らかです。こういった中で、特に問題なのは実質公債費比率というのは、今当組合で新施設の建設ということで多額の起債を起こした場合、その償還についても各1市4町で払っていくわけですから、この実質公債費比率が上がるという可能性は十分にあります。

次に滋賀県が毎年発行している、各市町の決算カード、財政状況概要であります。これは令和5年度が滋賀県が出している新しいものなので、この決算カードの中で各構成市町の標準財政規模に対する地方債現在高比率と積立金現在高比率の比較を行いました。彦根市は地方債現在高比率が201.2%、そして積立金現在高比率が28.6%です。また、愛荘町は地方債現在高比率が209.6%、積立金現在高比率は71.0%。そして、多賀町におきましては地方債現在高比率は148.5%、積立金現在高比率は66.1%。豊郷町では地方債現在高比率90.5%、また積立金現在高比率は59.9%です。そして、甲良町におきましては地方債現在高比率が66.0%、積立金現在高比率が53.1%でした。これらの財政事情から

見えてくるのは、今後、彦根市は地方債の返済が今後も多く出てくる。将来負担比率もありますので、積立金現在高が少ないので、特に財政調整基金が少ないというのをしておりますが、こういった中で、財政硬直化が進んでいく。こういったことが続くと考えられます。愛荘町は、将来負担比率があり、地方債現在高も高いですが、その反面、積立金現在高が高いので財政の弾力性はあると思われま。多賀町、豊郷町、甲良町は将来負担比率が出てこないということで、地方債返済については着実に進んでいくと考えられます。人口減少に向け投資的経費の節減など、堅実財政ができると思われま。今後の、わが国の経済状況を考えた場合、できるだけ借金を作らず、公共施設建設や維持管理費の節減をするためには、均等割をできるだけ減らし、各市町の実際の搬出量に応じた負担金にすることが、構成市町の不平等をなくし、ごみの減量化にも大きく進むと考えております。答弁は以上です。

○議長（長崎任男） 黒澤茂樹議員。

○13番（黒澤茂樹） ありがとうございます。

再質問をさせていただきますが、私も人口を調べましたが、令和7年11月1日現在で滋賀県の総合企画部統計課のデータで、管内全体の人口は15万1,636人です。そのうち彦根市は11万1,629人で73.6%。愛荘町は2万354人で13.42%。豊郷町は6,827人で4.5%。甲良町は5,888人で3.88%。

多賀町は6,938人で4.57%となっております。前月比の人口をみますと、愛荘町は16人増加。甲良町も8人増加。彦根市は30人減少。豊郷町は7人減少。多賀町は16人減少となっております。先ほど答弁で、10年後の人口比率もお伺いしましたが、今の数字とあまり変わっていないと思います。

もし、この広域行政組合の負担金を均等割と人口割とするのであれば、この人口割である彦根市73.6%ですが、この数字をもって80%にするのはどうかと私は思いますが。これは最後の標題③とも関わりますが、人口割95%となると、このような数字になる年度はいつになったらそうなるのか。彦根市が90%近くになるのか、それを伺いたいと思います。

それと標題②については、負担金の割合に関する特例措置が規則としてありますが、この関係はどうなるのか、お伺いしたいと思います。

標題③につきましては、いろいろ公債費率とか将来負担比率を教えてくださいましたけれども、仮に均等割を5%、人口割95%にした場合、どう考えても人口の多いところは負担が増えてくるという状況になります。そうした場合に、先ほどおっしゃった、地方債残高比率であるとか積立金比率が非常に高い彦根市にとっては、非常に大変なことになると思いますが。もう1点、お話になりませんでしたけれども、経常収支比率というものがございませぬ。彦根市は令和5年度の数字が

97.1%、愛荘町が 95.4%、豊郷町は 86.4%、甲良町は 87.2%、多賀町は 82.1%ということで、一番彦根市が悪い状況でございます。このような状況をもって、ご提案いただいています対等平等という意味ですね。これは 1 市 4 町でやっている事業でございますので、その 1 市 4 町の住民の皆さんが対等平等でないといけないと思いません。こういったところで 5%や 95%にされると、市民にとっても町民にとっても対等平等ではないと思えますが、それについてお考えを伺いたいと思います。

○議長（長崎任男） 今村議員。

○8番（今村恵美子） 標題①に関しては、人口推計でありますし、人口問題研究所や滋賀県の各市町人口ビジョンの推計、こういったことで、わが国は、もう人口減少社会になっておりまして、そのことは少子化を食い止めて引き上げる以外には自然減で、団塊の世代がお亡くなりになりますから、減っていくのは当然ですので、そういったことを行政として地方自治体として、自分の町の人口状態、若年人口また高齢者人口そういったことも、それぞれの総合計画の中には将来推計もあると思います。だから私は、この状況は当然一部事務組合にも表れてくるということを基本的な観点として、予想をして、それで持続可能な一部事務組合の維持管理運営ができていく。こういったことを目指してお示しをしているところです。そのように

考えております。

標題②の特例措置。確かに、付則で少しずつ均等割を減らす。そういったことが負担金条例に書かれております。令和 10 年まで負担金条例のその記述に関わらず、そういった措置をとると付則に書かれていますが、これもやはり広域行政組合議会で付則については、条例の現行がそうなって変更がされれば、当然それに伴う変更ができると考えています。それは、当組合におきましても、この条例改正案は令和 8 年 4 月 1 日からの施行に向けての条例改正提案でございますので、今後の協議の中で変更はしていけると、私はそのように手続き上できるものであると考えております。

そして標題③の各市町の状況で人口の多いところの負担が増えてくる。それは、人口が多いということは、現実的に、当組合のごみ処理業務におきましても搬出する搬出量。それは人口に応じて増えるのは当たり前じゃないでしょうか。私は、均等割を限りなく下げるべきだという考え方を持っておりますが、本来はその利用件数、また紫雲苑にしても利用される人間一生に一回しか亡くなりませんから、その点では皆さん対等、管内平等ですから。そういう利用数、また、ごみの搬出量、不燃ごみの委託量も結局は各 1 市 4 町の中で、どれだけそれが出るのかというのは、各市町の実態に合わせる方が、私は一番いいのではないかと考えております。この均等割があり

ますと、小さい規模の町で、いくら減量化を進めて、ごみの減量をして、結果的には負担の方が大きいので、減量意欲が削がれていくんですよね。それよりも、彦根市は彦根市さんなりに、愛荘町は愛荘町さんなりに、犬上3町もそれぞれが減量すれば、そこに住む住民が負担を軽減できるんだということが実感できるためには、この負担金条例の改正が1番目に見えて分かる内容ではないかと、私はそう思っております。ここの財政状況のことで申し上げますと、彦根市や愛荘町は、やっぱり財政額が、だからそれが1番平等に、1人当たりの住民に対しては平等になります。彦根市市民1人当たり、また愛荘町の町民1人当たり、それぞれの住民1人当たりの負担金が平等になる方向での提案です。財政の問題で、先ほど人口が多いと負担が増えてしまうと言いますが、彦根市は財政力指数も高く、基本的には財政は上手くやれば凄く豊かな市になるんじゃないかと思っております。だから、放漫運営ではなく堅実にやれば、私は心配なさらなくても1市4町で力を合わせれば、この一部事務組合の運営費も軽減させることができると私はそう思っております。

○議長（長崎任男） 黒澤茂樹議員。

○13番（黒澤茂樹） 端的に再々質問をしますが、今、負担金が均等割と人口割しかないということであるのであれば、やはり人口に応じた負担金ということで、彦根は73%ですが、これ

に併せて80%にされていると私は思っているんですが、それを何年後に、例えば彦根の人口が全体の95%になれば、それは仕方がないかなと思ったりもしますが、10年後先も同じ数字でしたよね。先ほどのお答えでは。果たして、いつになったら彦根の人口が全体の95%になるのか。それを今村議員、いつになったらなるというのを教えてください。

それと、もう1つは、公平公正という意味。これは1市4町でやっているのですから、そこは、今のこれに合わせていかないと思いますが、それについてお伺いします。

○議長（長崎任男） 今村議員。再々質問でございますので、質問に聞かれたことに端的にお答え願います。

○8番（今村恵美子） 今、再々質問で、彦根市が95%の人口割になるのはいつかという質問がありました。これは、黒澤議員のお考えは分かりませんが、日本が人口減少社会になって随分なりますが。

○議長（長崎任男） 質問にお答えいただきたいと思っております。黒澤議員の質問に。

○8番（今村恵美子） これは95%という人口割の、人口だけの捉え方ではなくて、利用も95%と。そういった形で、本来は一部事務組合は、先ほど申し上げましたように、その自治体がどれだけの一部事務組合の業務に対して負担をお願いしているかという搬出量とか利用量ね。それが一番の根拠

になるのではないですか。私は、95%の人口が増えたらそれでいいとは、全く空論であり、今の状況では2050年までそんなことは絶対にありませんので。そのことを事実にして、そういう考え方を是非していただきたいと思えます。

そして、もう1点は、公平公正の意味について、この当組合は広域一部事務組合、業務内容も限定した中で、1市4町がその中でお互いに効率的で、そして負担のできるだけ経費を落としていく。こういった観点で、業務に対して共同して運用している一部事務組合だと思っております。ですから、そういう面では、廃棄物処理や清掃に関する法律に沿って、自分の自治体から出るごみ、また、火葬業務いろいろなものをその自治体の量に応じて、そして、それに応じた負担を納めていくのが基本的には一番不平等がないし、公平なやり方だと思います。そういうことを考えていけば、この広域行政組合ももっとスムーズにいろいろな事業が進んできたのではないだろうか、私はそのように長年見ていて思いますので、その観点は黒澤議員とは違うみたいですが、私は副管理者の町長さんの皆さんも是非そういうことを管理者会でももっと考えていただきたいと思っております。以上です。

**○議長（長崎任男）** 黒澤議員、よろしいですか。

以上で、事前通告のあった質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（長崎任男）** 質疑なしと認めます。

これにて会議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

**○議長（長崎任男）** 暫時休憩します。

---

[午前10時58分休憩]

[午前11時00分再開]

---

**○議長（長崎任男）** 休憩前に引き続き、会議を再開します。

順次、発言を許します。その順位は、5番角井議員、6番西澤議員といたします。5番角井議員。

**○5番（角井英明）** 会議案第2号 彦根愛知犬上広域行政組合負担金に関する条例の一部を改正する条例案についての賛成討論です。

賛成する理由の1つ目は、当組合負担金の配分に均等割が用いられていることで、人口の多い彦根市の負担が少なくなり、その分を4町が負担するという不平等な制度になっていることです。したがって、この点を改めていく必要があります。

ある議員の試算では、現行制度の第1項均等割20%、第2項均等割15%があることで、彦根市には約4,496万円の負担軽減が、そのことで愛荘町に

は約 598 万円の過負担が生じ、同じように豊郷町は約 1,278 万円、甲良町約 1,295 万円、多賀町約 1,324 万円の負担となっていて、この是正は急務ではないでしょうか。各市町とも財政が厳しい中、負担金を対等平等にすることが求められています。そのためには、均等割をなくすべきですが、広域組合設立の経緯の中に、均等割は残すという合意があったと言われていることを考えると、均等割を第 1 項では 20% から 5% に、第 2 項では 15% から 5% にする今回の提案が、現時点での最適かつ最良の負担金割合だと考え、賛成するものです。

賛成する 2 つ目の理由は、ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願が愛荘町以外の議会で可決されていて、それに従い各市町でごみの減量に取り組まれています。均等割が大きい今の現状では、たとえ 10% の減量を達成したとしても、財政への影響は 2% 程度です。これでは、ごみの減量に一生懸命に取り組もうとする意欲は生まれません。生ごみを資源と考え、バイオマス化に取り組んでいる福岡県大木町では、焼却ごみを減らすことで年間 3,000 万円の予算を削減して、住民のニーズに応え、図書館やホールの建設に充てています。こうしたことが可能なのは、町独自でごみ処理を行い、ごみの減量に取り組んでいるからですが、彦根愛知犬上圏域でも均等割を少なくし、利用割を増やせば可能だと考えます。ごみを減らせば負担金が

減る。だからこそ、今まで以上にごみ減量に取り組める 4 町。一方、現状に甘んじられなくなり一層のごみ減量に取り組む必要が出てくる彦根市。このように均等割 5%、利用割 95% にすることで、1 市 4 町のごみの削減が進みます。処理施設も小さくなります。こんな良いことが他にあるでしょうか。他にないと思います。

以上の 2 点で会議案第 2 号 彦根愛知犬上広域行政組合負担金に関する条例の一部を改正する条例案に賛成します。

○議長（長崎任男） 6 番西澤議員。

○6 番（西澤伸明） 私も会議案第 2 号 彦根愛知犬上広域行政組合負担金に関する条例の一部を改正する条例案についての賛成討論を行います。

角井議員の賛成討論の中身を引き継ぎまして、そのうえで、私は甲良町の議会から選出をされている議員でもございます。そういう立場から討論をさせていただきます。

甲良町の人口と彦根市との人口割合をみますと、20 倍に近い差があります。そういう差がある中で、財政力はそれぞれの努力によって変わりますが、現状では甲良町の場合は今、過疎地域の指定を法律により受けているところです。財政も様々な歴史の中から大変な努力をされてきた歴史があります。そういう中で、現在それぞれ努力をされ、そして寺本町長のもとで私たちは、議員の活動をさせていただいています。それで以前にも申し上げま

したように、新ごみ処理施設の建設が当初発表されていた約 400 億円で私が試算をして討論をさせていただいたことがございます。黒澤議員の公平公正とは何かということもありましたけれども、町民 1 人当たり、市民 1 人当たり、住民 1 人当たりいくらなのかという金額の計算をしますと、彦根市が 1 の場合、甲良町は 2.3 というように発表させていただいたと思います。豊郷町、多賀町も同じように彦根市 1 に対して 2 の割合の負担をしなければならない。これは市税が町税が高く設定ができればいいですが、法律の制限がございます。そういう税収をどのように上げていくのかという点では国の法律の縛りを受けます。ですから、やはり人口の割合で 100% すべきというのが前提だと思います。しかし、平成 12 年 9 月 1 日に制定をされました当組合の規約には、提案の中にもございますように、12 条にそれぞれ事業の中で割合は決められていません。新しいごみ処理施設の管理運営に関する経費、均等割、人口割および利用割というように定められています。それに従っていきますと、やはり 1 番人口割が平等になるというように思います。80% を人口割でしていく。そして均等割が頭に 2 割が被ってきますから、その点が不公平になる大元です。ですから 5%、つまり規約上ゼロには近づけられませんが、5% に限りなく低くするというのが、今回の提案だと思いますので、賛成をさせていた

だきます。

**○議長（長崎任男）** ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（長崎任男）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

ただいま議題となっております会議案第 2 号彦根愛知犬上広域行政組合負担金に関する条例の一部を改正する条例案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（長崎任男）** ご着席ください。起立少数であります。

よって、会議案第 2 号彦根愛知犬上広域行政組合負担金に関する条例の一部を改正する条例案は否決されました。

以上をもちまして、今臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。

最後に閉会にあたり管理者より発言の許可を求められておりますので、これを許します。管理者。

**○管理者（田島一成）** 失礼いたします。年末にあたりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さまにおかれましては、今年 1 年、執行部より提案させていただきました議案に対しまして、慎重にご審議を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

年の瀬も近づき、寒さも厳しくなってきました。議員の皆さまにおか

れましては、くれぐれもご自愛いただき、ご家族共々良いお年を迎えられますよう心からお祈り申し上げ、年末にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

**○議長（長崎任男）** ありがとうございます。年末にあたりまして、私の方からも一言ごあいさつ申し上げたいと存じます。

議員の皆さまには、今年1年間、当広域行政組合の事業運営に対しまして、熱心にご審議いただきましたこと、さらには、議会の日程含め議会運営に対しまして何かとご協力を賜りまして、心からお礼を申し上げる次第でございます。

いよいよ厳寒に向かいますところから、皆さま方には、くれぐれもご自愛くださいまして、無事に年越しされ、ご多幸な新年を迎えられますようお祈りいたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

これにて令和7年12月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。皆さま、ご苦労様でした。

**午前 11 時 11 分閉会**

会議録署名議員

議長 長崎 任男

議員 和田 一繁

議員 北川 元気

